

【A-①（申状A）】

龍造寺又七家政并又四郎家平・同舍弟孫六・孫九郎・孫十郎等謹庭中言上、

肥前国龍造寺末吉名田畠・屋敷等并同国三重

屋新庄田地三町・筑前国日比郷田地五町・同畠地・

当住屋敷等地頭職者、先祖藤原季家賜元曆・

文治・建久度々（願頼朝）右大將家御下文以来、至于亡父龍造

寺又六入道修善数代当知行無相違処、召放一色殿（龜氏・道愍）

御代無道、依被預置今河掃部助殿、含多年鬱訴

刻、幸（足利直冬）御所鎮西御下向間、馳參家政・家平以下兄弟等

御方、致鹿久木城合戰時、即家平被疵畢、次去年

九月肥前国多久山御出時、家政本知行不可有相違

由、預御教書、即令入部当名、致当知行、下賜 裏書

安堵御下文者也、随而去八月十二日預御教書、馳向

筑前国宗像城、致忠節、同九月九日筑州肥前国（少弐頼尚）

御発向間、御共仕袖忠節、同廿九日於筑後国河北

……庄合戰時、令分捕抽拔群軍忠、賜 筑州御一見状：（紙繼旦）

并御吹拳状、欲浴恩賞処、如御奉行人飯河方問

答者、件地等者、掃部助殿今度恩賞可有御便捕、

家政等愁訴無極次第也、馳參今度兄弟一族御方、

抽忠勤処、以口領当知行地、被充行人人条、偏失

弓箭面目者也、若為御便捕実者、達政家等

愁歎上聞、被垂御哀憐、被直便捕御沙汰、云本

領主、云当知行、無相違上者、可充賜家政等恩賞由、

数日雖歎申、奉行人飯河方無御披露条、不便次第也、

○急速被經御沙汰、且任軍忠、且依本領当知行実、

（然聞乍恐驚上聞、所愁申也、）

無他闕所上者、以彼地下賜家政等恩賞、弥抽軍功、

欲全知行龍造寺末吉名并三重屋新庄田地三町・

同筑前国日比郷田畠・屋敷等地頭職間事、

副進

一卷 御教書・軍忠支証状

「一通 当所裏書安堵御下文」

一卷 龍造寺御下文等

四通 鎮西御教書并催促状等（龍造寺知行所見、以前）

一卷 亡父修善軍忠状「并家政○軍忠状等」

一通 同修善讓状等

「一流 重代幡一流」

○異筆は、「」で示した。

【A-②（銘尽A）】

定秀（僧） ソウ定秀 行平 長力（孫） 豊後国力作

真守（孫） 又ケ丸 安守 安綱 つるキヲ作 真綱（三ノ人） エチ（越）

前ノソルキ作 宗近 三条小カチ（兼治） 友成 御作

国永 国盛 大宮 定刑（利） 国吉 ライ大郎カ（英）

国行国 ライ大郎 国俊 ライマコ大郎入道 広兵（孫）

国光 ライ兵（衛） へ 了戒 国俊比 宗次 宗延 備前国（叔父）

不同 宗仲 (夫リヤクノ比) 宗恒 助綱 国包 宗次
(宗直) 本三位中将大力作 友光 日分仏 安則 三寸ノハスレ
(有) 恒 ツルキ作 助盛 助忠 介成 介成 重行 信
国 近則 永綱 助真 信房 近忠 散位永包
高平 友安 家安 有成 今成 文安 則常 (メ)
(目貞) イハメヌキノアナノ上ニウツ (有) 則房 定成 重利 則
包 包助 助次 長光 行光 則房 定則
重利 行真 吉包 宗忠 吉家 家利
成宗 依宗 宗長 吉平 信正 信包 助則 助
茂 助吉 助房 吉房 久房 重久 光忠 安
忠 俊光 宗光 助行 助守 助村 基近
守綱 守秀 国重 安永 友則 康高 助
重 貞真 吉真 貞綱 弘利 弘行 行恒
利恒 家忠 貞守 家秀 貞長 利恒 信光
恒光 光守 守利 忠近 近村 近包 光
近 村守 正真 常保 守助 助高 吉守 守
永 守末 光元 為吉 国守 国安 国吉 国光
成 成 成高 秀貞 助秀 安家 貞經 是介
貞行 近貞 重近 秀近 秀正 貞近 貞恒
助成 国綱 助貞 為利 秀綱 安秀 宗安 基
定 基重 基包 宗利 有真 長直 頼正
助是 行宗 長宗 国友 正恒 助包 国宗 長

光 景光 守光 吉宗 家真 備中国
(不) 遠常 守次 恒次 次家 俊次 包次
(次) 依 次秀 次忠 時次 為信 為次 行利
(有) 末 重末 国秀 重次 弘家 行次 アライ也
(紙) 包次 アライ 貞次 同 頼次 同 河内国 有成 有武
大和国 但次 乙大郎 力王 龍 重弘 則弘 平三
金王 中二郎 藤三郎 忠香 国介 兼秋 包
(永) 平 日光 月光 はんのかち 正月 則宗 備前
二月ノ 貞次 備中 三月 延房 備前 四月 国
安 アウタ口 五月 恒次 備前 六月 国友 アウタ口
七月 宗吉 備中 八月 次家 備中 九月 助宗
備前 十月 行国 備前 十一月 助成 備前 十二月
助信 備前 かのせん 後不同 真守 又ケ丸作 国
永 キク丸作 宗久 六も テウ丸作 フシユ ヒケキリ サタ
(秀) ヒテ 三めユイ 五林丸 国綱 ヲニ丸 国吉 住吉ツルキ作
(助) すかん ねこ丸 すけかん ほうしやうのふ ころ 忝作
御作 なりかね 国友 乙丸 友成 のと殿のさくら丸作
則宗 助宗 とひきり作 正恒 信房 とうかり
国行 かな丸 うつうかり 遠江国 神次 国来
梅藤源太 相模国 貞国 国弘 アクケンタ殿ノ
(青) アヲミトリ作 助真 国光 国重 大郎
陸奥国 諷誦 月山 国房 次郎五郎
我里 行重 近則 重長 行 国光 藤三郎

光長 舞草 〔栗田〕 アウタロ 〔同〕 正宗 五郎

藤林 藤次 行光 〔國久〕 藤兵へ 頼国 〔國頼〕 國友 則国 國吉

大すみのかみ 〔隅守〕 久国 〔藤〕 とう二郎 国安 〔とう〕 林次 国光 四郎

此国ハめいの中のめいとモ 国清 〔とう〕 林三 吉光 藤四郎

有国 五郎 国綱 とう六 国光ハ三二の二郎 〔四郎〕

○便宜上、刀工・目次・注記などの中には空白を入れ区分した。

【B-1 (申状B)】

〔肥前〕
〔早当〕
〔佐嘉郡〕
〔長洲庄〕
〔源頼朝〕
〔家親〕
〔被召放〕
〔釋頼冬〕
〔季將〕
〔知〕
〔添〕
〔少式頼尚〕
〔飯〕
〔河方〕

造寺又七家政謹庭中言上、

肥前国。龍造寺末吉名田島・屋敷等并同国三重屋新庄

田地三町・筑前国日比郷田地五町・同島地・当住屋敷等地頭職

者、先祖藤原季家賜元曆・文治・建久度々 右大將家御下文

以来、至于亡父龍造寺又六入道修善教代当知行無相違処、召

放一色殿御代無道。依被預置今河掃部助殿、含多季將

訴刻、幸 御所鎮西御下向間、馳參家政・家平以下兄弟等

御方、致鹿子木城合戦時、即家平被疵畢、次去年九月肥

前国多久山御出時、家政本知行不可有相違之由預御教

書、即令入部当名、致当行。下賜裏書安堵御下文者也、

随而去八月十二日預御教書、馳向筑前国宗像城致忠節、

同九月九日筑州肥前国御発向間、御共仕抽忠節、同廿九日

於筑後国河北庄合戦時、令分捕抽拔群軍忠、賜筑州御

一見状并御吹挙状、欲浴恩賞処、如御奉行人河方

問答者、件地等者、掃部助殿今度恩賞可有御便捕云、
家政愁訴無極次第也、馳參今度兄弟一族相共御方抽

勤処、以本領当行地、被充行他人条、偏失弓箭面目者也、
〔忠〕
〔若〕
〔補〕
〔所造〕
〔以件地〕
〔紙纏具〕

為御便捕実者、達家政愁敷上聞、被垂御哀憐、被直

便捕御沙汰、云。本領主、云当知行。無相違上者、可充賜家政

恩賞由数日雖敷申、奉行人無御披露条、不便次第也、

然間乍恐驚上聞、所愁申候也、急速被經御沙汰、且任軍功等、

且依本領当知行実、無他闕所上者、以彼地下賜家政

恩賞、弥抽軍功欲全知行龍造寺末吉名并三重屋敷

庄田地三町・同筑前国日比郷田島・屋敷等地頭職事、

副進
一卷 御教書・軍忠支証状

一通 当所裏書安堵御下文

一卷 龍造寺御下文等

四通 鎮西御教書并催促状等 龍造寺知行所見、

一卷 亡父修善軍忠状并家政以前軍忠状等

一通 同修善議状等

一流 重代幡
右、件所帶等亡父修善重代相伝、当知行無相違之地也、而無道一色殿

御代被召放之条、不便次第也、然則被垂御哀憐、掃部助殿被直便捕御沙汰、

今度家政參御方、於所々抽軍忠上者、且任軍功、且依本領当知行実、

無他闕所上者、以彼地為充賜恩賞御下文、恐々粗庭中言上如件、

〔任傍例繁多上者〕
〔為傍例繁多上者〕
〔彌後為抽二忠勤、〕

観応二季十二月 日

○異筆は、「」で示した。

【B—②（銘尽B）】

〔異筆・申状Aと同筆〕

肥前国龍造寺又七家政謹庭中言上、

肥前国龍造寺又七家政謹庭中言上、

肥前国龍造寺又七、

肥前国龍造寺又七家政謹庭中言上、「

国光 かま（鎌倉）くらの八ま（橋）んのつるき（剣） ちま（治間）のとうけんし（藤原次）

（干脱）の（折）（藤原次）のたゆう（大夫） あふ（青）ミとり（青） 国宗

九（疾）らう（判）はうくわんと（官殿・源義経）のゝ小金作 し（上）やうす（手） 行平

行（延）のふ やすかん まう草 さた（定）ひて（秀） ミけ（三池）の

てんた（典太） まさ（正）くに（正） しんをん ミつま あま（天）つ国

右（秘）ひ本をもて、かき（書）う（写）つしお（單）はん、（こ）いけん

ある（秘）■く候、此本（後）ハや（後）なの入道（相伝）さうてんの

ひ本（秘）しるして（巨細）こさいのせ候由、後（遣）につかハす

本也、

○便宜上、刀工・目次・注記などの間には空白を入れ区分した。

- ・ A 文書は、未成巻の状態で保管されており、全二紙（三三三・〇×四七・六 cm 十三三・一×四七・六 cm）の継紙である。銘尽 A は、2 紙目・1

紙目の裏に書写されている。

B 文書は、申状 B を表として近年に成巻されており、全二紙（三三三・

一×四八・八 cm 十三三・一×四八・八 cm）の継紙である。銘尽 B は、2 紙目の裏に書写されており、巻子の裏から見えるように墨付きの部分が窓開けされている。